

## トントウのクリスマスフェスタ～2023～

◆開催日時 12月17日(日)  
9:30～15:00

◆開催場所  
東通原子力発電所 PR 施設  
トントウビレッジ

◆内容  
○桔梗ブラザーズのジャグリング  
ステージショー【午前・午後各1  
回公演】

○クリスマスビンゴゲーム大会  
【午前・午後各1回開催】(中学  
生以下)

○集まれ！キッチンカー(有料)

○ふわふわコーナー(小学生以下)

○木製オリジナルヨーヨーを作ろう！  
工作コーナー(小学生以下)

○カンさんのグリーティング(小  
学生以下)

◆入場 無料

※内容に変更がある場合がございますので、ご了承ください。

※詳しくは、12月10日の新聞折込  
チラシまたはホームページをご  
覧ください。

※小田野沢漁協漁民センターを臨時  
駐車場として、シャトルバスを9時  
20分より順次運行いたします。

◆問合せ先

〒039-4223

東通村大字小田野沢字見知川山  
1-809

東通原子力発電所 PR 施設

トントウビレッジ

☎ 0175-48-2777

ったことがあり、肺がん、中皮腫等  
の呼吸器系疾病に罹った方、もしく  
は亡くなられた方がおられましたら、  
青森労働局労災補償課(☎01  
7-734-4115)またはお近くの労  
働基準監督署へご相談ください。

## むつ科学技術館だより

◆シアター上映

●10:00～ ●15:00～

○まんが偉人物語  
「エジソン/メンデル」

●12:00～

○Discovery チャンネル「イヌ」  
《場所》コミュニケーションシアター

◆つくってたいけん工作教室

《開催日》土曜日・日曜日・祝日

《開催時間》10:00～/15:00～

『雪だるまの壁飾りをつくろう！』

※参加費・予約不要

《場所》つくってたいけん工作コーナー

◆たのしい実験教室

《開催日》毎週日曜日に開催

《開催時間》①11:00～/②14:00～

① 超低温の世界を調べよう

② 真空の世界を調べよう

《場所》1階探求コーナー

◆問合せ先

むつ科学技術館

☎ 0175-25-2091

FAX 0175-25-2092

HP

[http://www.jmsfmml.or.jp/  
msm.htm](http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm)

## 「災害案内ダイヤル」の番号が変わります

令和6年1月1日から下北消防本  
部管内の災害発生場所などをお知  
らせする災害案内の電話番号が変  
更となります。

○現在の番号:0175-22-0119

↓

○新しい番号:050-5536-6955

なお、現在の災害案内は、令和5  
年12月31日まで利用できます。

◆問い合わせ先

下北地域広域行政事務組合消防本部  
通信指令課

☎ 0175-33-1063

## 肺がん、中皮腫など石綿関連疾病に 罹った方への補償・救済のお知らせ

石綿を吸い込むことにより発症  
する疾病には、肺がん、中皮腫、石  
綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿  
胸水など呼吸器系疾病が多く、そ  
の潜伏期間は石綿を吸ってから三  
十年以上と非常に長いことが特徴  
です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を  
吸ったことが原因であると認定さ  
れた方には、国が運営する労災保  
険制度もしくは石綿健康被害救済  
制度から各種給付を受けることが  
出来ます。

もし、みなさんのご家族の中で、  
仕事で石綿を取り扱い、または吸

## 令和5年度 青森県子ども・子育て世帯応援金の給付についてお知らせ

令和4年度から持続する食料費や光熱水道費等の物価高騰に直面するすべての子育て世帯(0歳～18歳  
までを養育する世帯)に対して、県独自の支援として「青森県子ども・子育て世帯応援金」を支給します。

※今回の給付金は、課税・非課税は支給要件ではありません。

【金額】児童1人当たり3万円

【対象者】今回の給付金は、以下のとおり村から支給される方と、県から支給される方で区分されています。

●村の支給分・・・村から児童手当を受給している方(0歳～15歳の児童を養育している世帯)

●県の支給分・・・上記以外で、15歳～18歳の高校生を養育する方、0歳～18歳の児童を養育する公  
務員で所属庁から児童手当を受給している方、児童手当の所得上限超過で資格喪失  
となっている方等

※養育する児童のうち「高校生分」は県へ申請する必要があります。※基準日は令和5年10月31日。

【手続き等】

●村の支給分・・・積極支給となり申請不要です。ただし、受給を辞退する方は届出が必要となりますの  
で、様式を村ホームページからダウンロード若しくは健康福祉課まで来所していただき、  
ご記入のうえ、ご提出下さいますようお願いいたします。

●県の支給分・・・県から別途通知され、県への申請が必要となります。

【支給日】

●村の支給分・・・近日中に通知を発送し12月下旬に振込予定です。

●県の支給分・・・県から別途通知される予定です。

※児童手当の対象児童と高校生が世帯にいる方は、村と県で支給日が  
異なる事がありますのでご了承ください。

詳細は  
コチラ

村 HP の  
該当ページ



〔問合せ先 健康福祉課 ☎ 0175-28-5800〕

第701号 広報ひがしどおり (18)